旅費の増額、人権擁護活動に関する手当支給 を

第2号議案

神奈川県弁護士会日本

熱気あふれる臨時総会

3万5000円 に、1個の委員 回の旅費総額を 会員1名の1

会等における1

第8号議案

達等を基に、時系列に沿 氏から、当時の証言や通 がなされた後、開会宣言がなされた。 があり、続いて島崎友樹会長(当時)から、 文ホールにて、臨時総会が開催された。 って全力で取り組むべきである旨のお願い ハラスメント根絶に向けて全会員一丸とな 官を務めている藤本創吉会員から活動報告 開会に先立ち、司法研修所で刑事弁護教 2月27日、横浜情報文化センター6F情

罪被害者等の情報を保護 請求に対する取扱会規 するための規定が整備さ (会規第48号) 一部改正 神奈川県弁護士会処置 刑事訴訟法において犯 的に調査の依頼等を加え 者支援委員会を加えると できる委員会に犯罪被害 ことに伴い、本会規の目 締結等の協定を締結した いうもの。 るとともに、調査を委嘱 と国選被害者参加契約の

第3号議案 全会一致で可決承認さ

止を行うもの。

全会一致で可決承認さ

れ、それに伴い会規の改

会の機関に対しても職務 号)一部改正の件 の遂行に資すると認める に関する会規(会規第34 士業務市民窓口の設置等 調査権限を有しない当 神奈川県弁護士会弁護

依頼等に対する取扱会規 可法支援センターの調査

(会規第54号) 一部改正

ンター神奈川地方事務所 当会が日本司法支援セ

く改正を行うもの。 情報の提供を可能にすべ 第4号議案 決承認された。 全会一致で可

改正の件 規第67号)一部 関する会規(会 旅費の支給に 37号)一部改正の件 費に関する会規(会規第 認された。 神奈川県弁護士会の会

円、例外として6万円に、 回の旅費総額を15万円 ける年間旅費総額を30万 上限を増額するというも 1個の委員会等にお

第5号議案 全会一致で可決承認さ

擁護活動に関する会規 (会規第45号) 一部改正

処理の内容に応じた手当 前認められていた調査費 件委員会委員に対し、従 を支給するというもの。 用、日当のほかに、事件 全会一致で可決承認さ

第6号議案

部改正の件 司法改革関連特別基金

きは、具体的な事業又は 正をするというもの。 施策の基本及び支出の上 の支出をしようとすると とするため会規の一部改 限額について、都度、常 議員会の 承認を得るもの 賛成多数により可決承

号)一部改正の件

律相談センター特別会計

平成23年度までは、

から一般会計への繰入が

行われており、以前の状

第9号議案

神奈川県弁護士会人権

人権救済申立事件の事

る会規(会規第42号)一 及び特別基金会費に関す 司法改革関連特別基金

いうもの。

く会員の利益に資するこ 討もしやすくなる等、広 将来的な会費値下げの検 として柔軟に対応でき、 集中することで、会全体

勉強会では、まず加藤

論理)、②政府の役人が、

震災という混乱の中、更

にコントロールできない

特別会員会規(会規第62 神奈川県弁護士会外国

と等を理由とするもので

案は関連議案であり一括 上程された。
 第7号議案、第8号議

関東大震災時の虐殺についての

勉強会及び報告&意見交換会

次男女共同参画基本計画 制定の件 神奈川県弁護士会第2

全会一致で可決承認さ

第11号議案 2023年度(一般会 補正予算

を一般会計へ繰り出すと 特別会計及び刑事当番弁 会計、紛争解決センター 護士等特別会計の繰越金 法律相談センター特別

あること、一般会計への が経過した当会会館のた めに多額の費用が必要で テムの刷新や築50年以上 繰入により資金の所在を

あった。

承認された。 圧倒的多数により可決

況に戻るだけである等と

全会一致で可決承認さ

備委員選任の件 第10号議案 綱紀委員会委員及び予

計・特別会計)

ば、今後、基幹業務シス 執行部の説明によれ

そして、このような朝

の編者)を講師として、 『それは丘の上から始ま 9月、横浜で何が起きた の朝鮮人・中国人虐殺 当会は、1月31日、加藤 殺と現在」に引き続き、 のか〜関東大震災時の虐 会員向けの勉強会を開催 った 1923年 横浜 をなかったことにした 直樹氏(『TRICK-ンポジウム「1923年 トリック「朝鮮人虐殺 人たち』の著者であり、 昨年11月に開催したシ 別意識がもともと社会の は、①朝鮮人に対する差 鮮人虐殺が起きた背景に 中にあったこと(差別の

講師の加藤氏 のかが詳しく

始めた192 ないと気づき る暴動など宝 際には存在に 語られた。 朝鮮人によ

が多いこと等、印象に残 保局が通達を発したた 3年9月3日の時点で、 るエピソードが多かった。 まだ解明されていない点 震災の被害が大きく、い たとも言われているが、 は東京以上に凄惨であっ タイミング悪く内務省警 てしまったこと、横浜で め、流言がさらに広まっ マにまで遡って議論がな 虐殺否定論が

という薬剤で虫歯を溶か

して治療する方法なども

ー治療法や、カリソルブ

除去するプラズマレーザ 高温のプラズマで虫歯を

ない。そもそも誰か虫歯

にならない画期的な方法

あるらしい▼しかし新治

療法を試す勇気もまだ出

明が発出され くの方に読んでいただき まえ、3月7日、会長声 勉強会、意見交換会を踏 これらシンポジウムや た。ぜひ多

通常総会開催(予定)のお知らせ 日 時 2024年6月12日(水)

神奈川県弁護士会 横浜市中区 日本大通9番地 ☎ 045-211-7707 URL https://www kanaben.or.jp/

のロゴマークです。 した神奈川県弁護士会 ンと天秤をモチーフに 神奈川県のアウトライ

次年度に引き継いで検討 論が尽くされていない、 する各関連委員会との議 た一方、特別会計に関係 いった賛成意見が出され といった反対意見が出さ 情があるとは思えない等

て資金が切迫している事 すべき、一般会計におい 議案は否決された。 6、棄権7により、当該 賛成319、反対33 (会員 青山 良治)

たこと(治安の論理)、 事態が生じるのをおそれ (軍事の論理)

ではないかもと一縷の望

また歯医者か▼虫歯

歯の被せ物が取れた。あ

ら以前に虫歯治療した奥 し、この間フロスをした

った。 のではないかとの話があ ③兵役を体験し、実際に 達が市民の中にいたこと へを殺めたことのある者 があった

どんなことが

って、どこで

行われていた

るとのことであった。ど の使命、強制加入団体と のような会長声明を出す 見交換会が開催された。 踏まえ、2月14日には、 義といった本質的なテー べきか、弁護士会として ところで問題になってい る人は減ったが、代わり 会長声明発出 しての性格や会内民主主 に政府による根拠のない 人の暴動があったと信じ この加藤氏の勉強会を 加藤氏によれば、朝鮮 いろいろな に向けた意

> りしめ早く終わるよう祈 怖。手元のハンカチを握

るのみである▼最近では

耳元で響き渡る。何をさ

れているか分からない恐

の中キューン、シャーと

にタオルを置かれ、暗闇

嫌なものはない。目の上

のやら▼虫歯の治療ほど

とは一体どう防げばよい

被せ物の下が虫歯になる

になっているとのこと。 たが無情にも表面が虫歯 みを抱いて歯医者に行っ

ろうか▼残念ながら私は 皆さんはくれぐれも歯を 残りそうもありません。 80歳で自分の歯が20本も 大切になさって下さい。 を開発してはくれないだ

鈴 木

う頑張ってきた▼しか の後悔の一つは虫歯が多 を使い、二刀流ならぬ三 シ、歯間ブラシ、フロス 数年前からは電動歯ブラ してきたつもりである。 自分なりには歯を大切に いることは何ですか。私 刀流で虫歯にならないよ かったことである▼勿論 皆さん人生で後悔して

司法から見た神奈川の150年 第30回

第2次国体明徴声明と

その2

創立150年会史編纂特別委員会

副委員長

間

俊 明

を報じている。 判所で行われた陪審裁判 けて、前日、横浜地方裁 覆さる」との見出しを付 判やり直し―無罪の答申 告の歓喜束の間―陪審裁 は、「安浦町の怪火」、「被

諭に入り、午後3時半、 商(53歳)にかかる放火 わっていたので直ちに説 原検事立合、安斎、宮森弁 裁判所橋本裁判長係、市 は、27日午前11時より、同 陪審事件の4日目の公判 護士出席の上で開かれた。 前日に論告と弁論が終

再開いたします」 と宣告

3月28日の横浜貿易新報 1936年(昭和11年)

横須賀市安浦町の空俵 と答申した。 この答申に対して、今

問に対して「しからず」 ものなりや」の問書を陪 裁判長は、「放火したる 審員に手交した。陪審員 は別室で評議の上この諮

> な沈黙に陥った。かくて、 傍聴者も波を打ったよう

> > それほど強く督促してい

放火したというが、兄は

窮して保険金偏取のため

顔を曇らせてうなだれ、

していた被告はみるみる

「一時は歓喜の色を現

促を受けてその支払いに

事件も再び謎に包まれた 4日間にわたる謎の放火

根拠が薄弱だ」、「更新さ して放火したというのは ら借りた金の支払いに窮 たわけではないし、兄か

にわたって協議を遂げ、 らは別室に退いて長時間 現した」が、橋本裁判長 被告も思わず歓喜の色を のように堅くなっていた まで緊張していた傍聴席 すから陪審員を更新して 員の答申は不当と認めま この答申に対して「陪審 はほっと一息つき、「石 まま閉廷となった。」

原因というものがない。 との見出しをつけて、安 の裁判では無罪は当然」 測するとともに、「更新 新して再開することにな 日を追って、陪審員を更 兄から三百円の借金の督 ろう」と今後の展開を予 斎弁護人の談話を載せた。
 日く、「この事件には 記事は、「次回は、期

> 報じる記事がない。通常 ても更新後の陪審裁判を

浜貿易新報や他紙を探し

ところが、その後の横

なることを信ずる」。 れた裁判では当然無罪と

の刑事裁判に移行したと

の記事もない。

そこで私は、2020

司法行政文書の開示を求 年9月16日、横浜地裁に

刑事弁護修習回 最前線

~20年目の司法修習~

の第1段階である「当該

ると考えられる。

前回は、量刑の考え方

当該犯罪に適当な量刑の 次は、「犯情に照らして まで述べた。第1段階の まかな量刑傾向の把握. 犯罪の類型に着目した大 つ第2段階となる。 唱をイメージする」とい 弁護人の場合、実際の うな主張をしてくるか_ アップする。その上で、 実・不利な事実をピック 告人にとって有利な事 を考える。 検察官であればどのよ まず、証拠を基に、被 また、「量刑の分岐点」

検討過程は次のようにな ていくことになる(重要 変更による量刑傾向の変 することや、検索条件の 触れたとおり、実務上は 刑の分岐点」は、前回も ることも重要である。「量 となるポイントを意識す 化を読み取ることで探っ ム」の事案一覧表を精査 「裁判員量刑検索システ に関する主張を組み立て

分ける事情とはならな 罪の中での量刑の軽重を 犯情」ではあるが、殺人 性は間違いなく「重要な

量刑の考え方

その3

妹尾

孝之

れる不利な事実とかみ合 てみる。そして、検察官 機・経緯や計画性といっ 為の危険性やその主観的 けた上で、「犯情」を行 クアップした事実を、「犯 わせつつ、弁護側の犯情 が主張してくると予想さ た観点から分類・整理し 認識、結果の重大性、動 に有利な事実としてピッ 情」と「一般情状」に分 その後、今度は被告人

殺人罪では、結果の重大 るとは限らない。例えば、 て「量刑の分岐点」にな な犯情であるからといっ ていく。 も再び不利に評価される 階までに既に考慮されて いる事実が、第2段階で ことがないようにすると ここでは、類型化の段

のか)を検討し、具体的 なのか、中間的な事案な られるのか(相対的に重 評価されることになる)。 間」という形で適切な量 に「懲役○年から○年の 布のどの辺りに位置付け いう視点も重要である 刑の幅をイメージする。 い事案なのか、軽い事案 に、第2段階で「結果の重 (例えば、殺人罪の場合 - 段階で把握した量刑分 人に不利な事実が二重に 大性」を持ち出せば、被告 そして、この事案が第

終局の刑事陪審事件の該 事件簿昭和11年3月27日 文書の表示は、「横浜地 万裁判所昭和11年度刑事 めた。私が開示を求めた

そのような「文書は存在 が送られてきた。理由は、 法行政文書不開示通知書 か。忽然と消えたこの事 所長名が書かれていた。 2021年10月18日、司 知の後で、同裁判所から、 当部分」であった。 件の結末は明らかにされ 陪審裁判はどうなったの たはずの横須賀安浦放火 った。不開示通知書には、 しない」ということであ 奇怪である。更新され 何度かの回答延期の通

渡邊泰孝弁

新庄ひまわり基 長 就 金法律事務所 激 励 会

目の所長に就任すること まわり」という)の7代 になり、2月22日、「渡 律事務所(以下「新庄ひ が、新庄ひまわり基金法 けてきた渡邊泰孝弁護士 で約1年9か月養成を受 下「かなパブ」という) ブリック法律事務所(以 弁護士法人かながわパ

邊泰孝弁護士・新庄ひま

わり基金法律 大阪弁護士会所属)が4 神永夕貴弁護士(現在は かなパブで養成を受けた 就任激励会」 なパブの社員弁護士とな 代目所長、任期満了後か パブとの関わりが深く、 ホテル横浜にて 新庄ひまわ が、ローズ りは、かな て行われた。 事務所所長

り、現在当会所属の千葉 あり、渡邊弁護士が所長 剛志会員が5代目所長で

重野裕子会員から渡邊弁護士への花束贈呈 愛会員、千葉会員からの もあり、渡邊弁護士と直 うかがい知ることができ 対応が丁寧であることを の赴任の挨拶から、渡邊 所長7名中3名がかなパ 期間を過ごしてきたこと た。また、充実した養成 弁護士が真面目で誠実な 激励の言葉や渡邊弁護士 会が初めてであったが、 に就任することで、歴代 指導担当であった

青木一 接顔を合わせるのは激励 **(柄であり、依頼者への** 、関係者となる。 私は、コロナ禍の影響

である。 管内人口は約7万人に対 形地方裁判所新庄支部の もうかがえた。 数の事件を抱え、弁護士 で、電話が鳴りやまない し、管内の弁護士は3名 需要が多い地域とのこと はど相談が多く、常に多 千葉会員の話では、

地域の人々に必要とさ れ、その活躍が神奈川ま で届くことを楽しみにし 渡邊弁護士が、新庄の

会員 笠間 圭 りが目前に迫っていて、 のは、副会長任期の終わ

副議長の打診を頂いた

さのようなものを感じて

高揚感とほんの少し寂し

長業務に比べれば、無い せいか、「まぁ今の副会 いた時期であった。その

局のサポートのおかげ

常議員の皆様の温かいご 協力、いつも頼れる事務

的確なマネジメントと、

常議員会議場で繰り広げられる -好プレー(?)

議長 武司

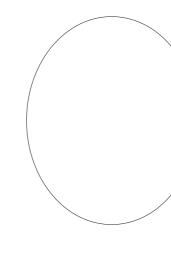
語られていなければ意味

会議は語るべき事柄が

がないと思う。そこで、

たではないか。





手のようなものである。 常議員は野手だ。打席に 議長の仕事は野球の投 立つ。代打として各委員 会から来た説明員が立つ は提案者である理事者が

手は仕事をしていないの うなときも守備である野 意見をどうぞ、では採決 どうぞ、質問がなければ に響く。例えば、質問を める議長の声だけが議場 できてもキャッチできる ではなく、いつ球が飛ん に移ります等々。このよ

もある。

りして発言を促したこと

その人をじっと見つめた 言していないと思えば、 考えた。語るべき人が発

らないときは、議事を進 明しても議論が盛り上が こともある。 理事者が提案理由を説

常議員からの発言が活発

になされることを一番に

議長としてはできるだけ

もなかった。常議員の誰 が多いことに気付くが、 を躊躇してしまう常議員 価値のない発言など一つ ったらどうしようと発言 読むと、的外れな意見だ 「常議員会のいま」を

その証拠に心地よい緊張 感が毎回議場を包んでい よう身構えているのだ。

かった。これも素晴らし 途中降板ということはな えることができるはずだ。 弁護士会とはいったい何 月高い会費を払っている 日の昼間に3時間も時間 い常議員に恵まれたおか のことであり、自分が毎 でも、概ね1か月に一度 いと思うかもしれない。 を取られるのはつまらな 議員になってほしい。平 2023年度は幸いに

もが、弁護士や弁護士会

期の若い会員にこそ常

とときを共有していたと のことを真剣に考えたひ

も、投手が打ち込まれて なのか、その尻尾を捕ま

ありがとうございました 副議長 波田野

のが正直なところである。 ……」と感じてしまった と、「意外に重かった から離れた生活に戻る ざ始まって、副会長業務 感覚で受けたのだが、い ようなものかな」という 驚くほどスピーディかつ とはいえ、岩田議長の

> られ、大変ほっとしてい 無事に副議長業務を終え で、全く心理的負荷なく、

吟味された上で意思決定 がされていたと思う。 期からも出され、一つ一 での議論という感じがし 較的穏やかな雰囲気の中 非常に整理された状態で 題が少なめ?で、論点も つの議題について丁寧に た。しかし、意見は若い 上程されていたため、比 昨年度と比べても、議昨年度の常議員会は、

性暴力・性被害における

るが、意外と地味に時間 常議員会速報の作成があ が掛かる。一体、何人に 副議長の仕事の一つに

読んで頂けるのか?と思

被害者心理

理」をテーマとした講演

会を、Zoom併用にて

を妨げている要因」とい 「性暴力・性虐待の開示

った内容の話があった。

が設けられた。 最後に、質疑応答の時

被害者にとっては自身

の代理人弁護

士からの電話

ストレスで

齋藤氏からは、豊富な

招いて、「性暴力・性犯

罪被害における被害者心

面した人の心理と反応_ ス」「性暴力・性犯罪に直 力・性犯罪の発生プロセ

准教授で、公認心理師・ おいて、講師に上智大学

2月6日、当会会館に

の言葉を引用

しながら、

「性暴力・性犯罪とはど

のような被害

か」「性暴

臨床心理士の齋藤梓氏を

下げることなく続けるこ 掛けされた際は、大変嬉 でいるよ!」と会員に声 うと努めてきたつもりで 多様な意見を記載し、常 いながらも、できる限り ある。そんな折、「読ん とができた。 しく、モチベーションを 議員会の雰囲気を伝えよ

> 性暴力被害に遭われた方 臨床経験を基に、実際に

様々なご協力、ご支援を ている。会員の皆様には の任期を終え、なんだか、 ございました。 頂き、本当にありがとう 議事運営をはじめとして 一度目の解放感を味わっ 副会長に続き、副議長

講演会

あったことが発覚したのは れ、約3日間にわたり約812 プールの給水口の栓を閉め忘 横浜市の市立小学校で昨夏、 懲戒処分も受けていない。複雑 らは市規則に基づく戒告などの 責任を問う方法ではない。教諭

> 締めよう」「ドアや窓は開けた れない状況で、「水道の蛇口は なかったなどとして責任が問わ そんなミスでもマニュアルが

ら締めよう」との教師の言

葉は子供や保護者の胸にき

損害賠償を教諭ら個人

手順を定めたマニュアルが 教諭ら個人には「故意または なかったことなどを理由に、 これに対し横浜市は給水の 90万円の半額を請求した。 教諭と学校長に損害額約1 させるミスがあり、川崎市は 上った。プールの給水をめぐ などの損害額は約58万円に っては、川崎市でも昨年、約 1月のことだった。 水道料金 たがはるようなとの水止めただけ、 な話ではない。プールの水が減

重過失はなかった」として損害 た横浜市だが、損害賠償だけが 川崎市と対照的な対応を取っ ミスだ。

賠償はしなかった。

まま出張に行ったという単純な た教諭が栓を止めるのを忘れた

少していたために、給水を始め 学いるら記者の ぐる議論があるのもわか 積もってその存在を軽く 教師の"責任能力"を低く見 なのか。横浜市の対応は、 処分も科さないことは妥当 る。だが、そのほかの懲戒 ちんと響くのか。 に請求することの是非をめ マニュアルは必要だろ

状況に追い込んでいるような (産経新聞社横浜総局 教育現場をさらに難し

橋本 謙太郎)

ないことであろう。 怠しておかなければなら

ある。 件として不同意意思の形 することは極めて重要で わらず刑事司法に関わる 追加されたこともあり、 者にとって、性暴力被害 弁護側といった立場に関 のためにも、被害者側・ における二次被害の防止 また性暴力・性犯罪事件 不同意性交罪等の成立要 あった。刑法改正により **神奈川県警からの参加も** について正しい知見を有 貝の他、横浜地方検察庁、 本講演会には、当会会

司法が実現されることを れた方にとってより良い 暴力・性犯罪被害に遭わ 本講演会を通じて、性

被害者心理について講演する齋藤氏

は、被害者支 に携わる者

あり、なかな かコールバッ がいる実情が あるとのこと で、このこと

も に対応するの

として常に留

一志

願う次第である。

弁護士は社会のために。

改め、毎年一定額を超え

これまでの会計慣行を

た分は特別会計から一般

退任のご挨拶

頭副会長 重 雄

を、刑事担当の伊藤副会

も、あと1か月となった 会のために。」をスロー 来た島崎執行部の任期 ガンに掲げて走り続けて に。弁護士会は会員と社 (原稿執筆時点)。 弁護士は社会のため

執行部は会員のために

県下自治体の議会への請 会議員要請を、昨年度中 だけで3回行った。また、 の賛同メッセージの要請 願活動や各首長の方々へ

た成果というよりも、縁 め、外部に向けた目立っ 会長の号令があったた の下の力持ちという意識 仕事するのだという島崎 再審法改正に向けた国 を立ち上げるに至った。 中心に検討を続け、WT もうれしく思っている。 おり、伊藤副会長ともど りが実を結んだと思って 筋が開けた。地道な頑張 るなど、改正に向けた道 スコミでも取り上げられ 会議員連盟が発足し、マ 見をいただくことができ た。その結果、首長や地 長を中心に粘り強く行っ ムやHPのリニューアル た。そして、超党派の国 に向けて、橋本副会長を 万議会から多くの賛同意 当会の基幹業務システ

島崎会長と副会長。副会長は左から橋本、伊藤、常磐、熊澤、田中(敬称略)

膨大な費用が掛かる一大 これからも相当な時間と 何度も発信した。これら 実施するとともに、メ 臨時総会である。会員の 心に行った。 は、全て田中副会長を中 に役立つ研修メニューを

弁護士会は会員と社会のために。」

で全員が仕事をした。

ることができた。 案を提出させていただい 会務をサポートすべく、 救済事件の日当増額の議 委員会旅費の増額と人権 に可決し、施策を実現す 長の頑張りもあり、無事 に。これらは、熊澤副会

あった。臨時総会に向け メーリス上で議論が巻き とのご批判もあり、会員 差で否決された。拙速だ 正予算は、残念ながら僅 ほとんど出ず、悔しい思 会では反対派から質問は 用意していたが、臨時総 の数か月は、当執行部は 起こった。臨時総会まで 会計へ繰り出すという補 の回答も緻密かつ詳細に て相当な準備と想定質問 この議案にかかりきりで

妨害マニュアルの改正作 わりであるが、橋本副会 かの副会長は昨年度で終 かもしれない。 長は今後もWTで活動を プロジェクトである。ほ 継続するので、

一番大変 会員と職員向けの業務

T化、インボイス制度に と思う。また、裁判のI 業を行った。原稿執筆時 が、早晩、お示しできる ついての会員向け研修を 点では、完成形を会員の 万にお示しできていない nfoでも会員の業務

親の出会いから始まると 会長の自己紹介が、ご両 で、強制終了となった。 が弁護士になったところ 1時間経過後、島崎会長 いう詳細なものとなり、 介を行ったのだが、島崎

という衝撃の事態となっ ら~」が後日開催される さかの自己紹介パート2 が弁護士になるまでで 会長の自己紹介も、各自 「私が弁護士になってか 第一部」が終わり、ま そのため、その後の副

ていただきます。1年間 ありがとうございました。 部は成り立ちません。各 のご協力なくして、執行 上げて退任の挨拶とさせ 会員のご協力に感謝申し 最後に、各会員の皆様

れまで以上に会員各自の 会の財務や会計に関する 議論の機運が高まり、こ いをした。 **恵見が予算に反映される** ただ、これを契機に当

日弁連·関弁連

シンポジウム

副会長が就任したため、 らず、基本的には全員が 係で就任した副会長はお や支部から推薦を受けた 島崎会長の方針で、各期 年度の5人の副会長は、 ほぼ初対面であった。 わゆる会長との人間関 少し話は変わるが、昨

国際女性デー(3月8

最初の飲み会で自己紹

そして、何と言っても

のご協力もあり、対外的 わけであるが、島崎会長 のミッションが始まった している。 話を短くする」という私 トなものとなり、ホッと な挨拶は非常にコンパク ここから「島崎会長の

ことを期待している。

た2月17日。日弁連・関 は、35名の中高生が来場 の一つである当会会館に 子!」がハイブリット形 日)を約3週間後に控え 式で行われ、メイン会場 弁連主催のシンポジウム 来たれ、リーガル女

生を対象に、女性の弁護 士・裁判官・検察官のリ これは、主に女子中高

という企画である。 の関心を高めてもらおう アルな声を届け、

法曹へ

語られた。

い具体的なエ

ピソードが

主催者側の弁護士にと

シンポジウムは終始大盛 況であった。 の姿も見られ、3時間の (第1部・第2部のみ) けでなく、多くの保護者 当会会館には、学生だ

が行われた。

第3部では、

当会会館

での参加者が5グループ

含め、統計も交えて中高

生にも分かりやすい解説

曹になる方法」について、

奨学金や合格後の進路も

京会場/Zoom)で

第2部の進路説明(東

は、制度改正も多い「法

官・検察官のパネルディ スカッション(東京会場 など、我々も普段聞けな か、今も印象に残る事案 三者の仕事の魅力のほ (乙oom) では、法曹 第1部の弁護士・裁判

2名が付いたほか、裁判 プのテーブル ョンを行った。各グルー 士 (各1名) に分かれ、デ 検察官、 が全グルー 企業内弁護 ィスカッシ には弁護士

した。謹んでお詫び申

し上げます。

ときの気持ちなどのほ 思っている人を弁護する か、大学や法科大学院の とリアルの違い、有罪と 選び方といった、近い将 ブを回り質問を受けた。 参加者からは、ドラマ

問もあった。 や、転勤の頻度や家庭と るため会場に残る参加者 弁護士等に個別質問をす 問が途切れることがな ン中、どのグループも質 法曹になった後のキャリ の両立のため も少なくなか く、シンポジウム終了後、 ア継続を強く意識した質 産関連の福利厚生など、 70分のディスカッショ った。 の工夫、出

> デスク 者 **入河内万紀子** 中込 牧村 土居 小野 竜司 久子 拓樹 航平

田鍋

智之

編

ます。 時間の進みが早い気がし 年を取れば取るほど、 新年度となりました。

業務等に追われている

来のための具体的質問

れ、ゆっくりしたいと ことが原因であると思わ

い直し、今日も、ゆっく わているうちが華だと思 常々思っていますが、追 りしたいと思う日々です。

熱心に話を聞く中高生たち

機会となった。 お詫び 所に掲載されておりま 会員のお名前が、2か 員紹介 で、木下浩治 第434号 新入会

力を改めて学んだ貴重な 加した同業者の話から、 好奇心に触れ、また、参 法曹の仕事の多様さや魅 っても、中高生の純粋な